

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和2年3月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 専決処分の発生原因となる事実

令和元年12月31日（火）午前7時46分頃、周南市花畠町の市道徳山港線を走行中の車両に強風によって折れた街路樹の枝が当たり、当該車両が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

(3) 損害賠償の額

¥708,037-

2 専決処分の年月日

令和2年2月25日